

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2月22日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

### 鳥取県人事委員会規則第3号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改正後	改正前				
別表（第2条関係） 1～27 略 <u>28 鳥取県後期高齢者医療広域連合</u> <table border="1"><thead><tr><th>機 関</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>事務局</td><td>局長 課長</td></tr></tbody></table> 備考 略	機 関	職	事務局	局長 課長	別表（第2条関係） 1～27 略  備考 略
機 関	職				
事務局	局長 課長				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。